



出向先によってうるう年に 特別措置額が違うのはなぜだ？

JR東海と出向先に団交開催申し入れ

現在出向にでている組合員の5月の出向特別措置額が増えた人と増えない人がいます。その理由について、今年度がうるう年にあたるので、年間労働日が1日増え、所定労働時間が変わるためというものと、年間休日が増えるので出向特別措置額は変わらないという二とおりの説明がされています。

しかし、出向時の就労条件で年間休日が何日かは明示されており、うるう年には年間休日が1日加算されるなどと謳われている出向先はどこにもありません。

この問題の解明を求めて地本は23日JR東海会社と出向先のシムックスに団体交渉を申し入れました。

JR東海会社への申し入れ(主旨)

1. 各出向先会社の基準労働時間を明らかにすること。
2. 各出向先会社の年間所定労働時間を明らかにすること。
3. 各出向先会社の年間所定労働時間の算出方法を明らかにすること。
4. 各出向先会社の年間休日を明らかにすること。
5. 各出向先会社の年間休日数がうるう年と通常の間とで変わりがあるのかを明らかにすること。
6. 出向先会社によって、うるう年に「出向特別措置額」の支給額が増える会社と増えない会社が存在する理由を明らかにすること。